

NPO を公益信託受託者とする場合の問題の整理(ご参考)

2025 年 2 月〇〇日 岡本仁宏

NPO を受託者とする公益信託を設定する場合

a, 一般 NPO (一般法人や組合等税制優遇がないあるいはあまりない NPO) に信託する場合 ➡

b, 公益財団法人等公益 NPO (税制優遇がある NPO) に信託する場合 ➡

注: ここで NPO とは、特活法人のことではなく、非営利組織一般をさす。

○もちろん共同受託も有力な選択肢(資産運用と資産利用とを分担等)

a, 一般 NPO (一般法人や組合等) に信託する場合

1、他益信託を使う場合

例えば、一社(既存・新規設立)や一財を受託者として他益信託し、公益目的での事業を行う。寄附税制も使えず、税制上のメリットはないが自由度は高い。

あえて公財にならない一般財団法人トヨタ・モビリティ基金(正味財産 370 億円)のような事例も。

2、目的信託を使う場合

組合員の福利厚生や事業の促進のために信託する場合、目的信託の利用がかなり困難であるとはいえ、母体の組合が規模的に条件をクリアしていれば可能性はあるかもしれない(実例不知)。

3、公益信託を使う場合

例えば、一社(既存・新規設立)を公益信託の受託者として事業を行う。公益財団法人による事業運営と相似だが、一社と公益信託の利用で、運営上の公益法人規制を免れることができる。一般の特活法人の場合もこれと類似。

一社で収益事業を行い公益信託財産に寄附も可能(法人税はかかるが寄附税制は利用可能)。

一社に委託者が社員あるいは役員として入ることで、運営に実質的に関与できる。ただし、8 条五号の「特別の利益」付与禁止規定に該当しないような、正当な手続き、利益供与に当たらない条件に該当することが必要(過大な役員報酬などは論外)。運営関与を「特別の利益」と言えるか(事実上の指図権の取得?)。

参考: 営利企業を受託者とする場合

○企業が出捐して企業財団を形成する代わりに、企業が自己信託を行うことは信託宣言が認められず不可能(企業財団の代替として面白いと思うが)。

○オーナー株主が企業を受託者として公益信託設定は可能(逆【企業がオーナー株主に信託する形】も可能)

○企業が委託者となり、行政のしている事業を請け負うために、(直接あるいは一般法人等を設立し)事業型公益信託の受託者となる。企業への「特別の利益」供与がなければ可能。

○企業がリスクのあるベンチャー事業を行うために、自らが受託者となり複数の投資家より出捐を求め公益信託を立ち上げ、事業を行うなど(「特別の利益」該当可能性)。(小林 2024 参照)

b, 公益財団法人等公益 NPO に信託する場合

1. NPO の公益目的事業・特定非営利活動に信託財産の使途を特定する。

A) 公益目的事業・特定非営利活動の全体あるいは一部に対する特定

i. 受託する公益 NPO の公益目的事業・特定非営利活動の全部あるいは一部を公益事務として指定する(特定された NPO)。

一、当該公益 NPO を特定した「受益者の定め」あるいは「受益者を定める方法の定め」(2 条・4 条)と解し、公益信託ではない。あるいは

二、「特定の受益者」ではなく「特定の NPO の公益的事業の定め」であるから公益信託でありえる ➡ (無理があるかも)

ii. 受託する公益 NPO の定款上の目的及び事業と同一の文言あるいはその一部を公益事務とした公益信託を設定する。

その1、法人の定款上の目的・事業と同一の文言を公益事務とした公益信託の設定の場合

たまたま特定の公益 NPO の定款上の表現と同一の公益事務の表現があり、同一の目的及び公益事業(事務)定義を持つ法人に受託したということであり、公益信託法の認可要件に反しない(例えば、「〇〇市での子供の福祉の増進のために子供食堂等を行う事業を実施する」等)。(受託者の選定手続きの公開性などは要件化されていない)

・受託 NPO が自らの公益的事業に信託財産を使うことは、法人の公益事業(あるいは特定非営利活動)目的と信託の公益事務目的とが同一の場合には区別できないが、会計区分は可能(例えば家賃は信託から出し食材は法人から出す、また半々で出す、など)。

○信託法第 31 条利益相反行為に該当するか。➡同一目的・事業であれば利益相反性は生じない(もちろん収益事業に充当したり、法人管理業務に事業割合を越えて充当したりすれば問題となるが、それは論外。公的目的事業((あるいは特定非営利活動))か公益信託事業かどうかにかかわらず会計区分上分かれても目的充当性は妥当するから問題ない。)

○公益信託法第 8 条五号「特別の利益」を与えることになるか(参考:「特別の利益」公益法人等での定義)。➡六号但書きにより「公益法人」は例外になるが受託者の場合はどうか。また、学法・社福・認定特活等には準用可能か。認定特活法人はどうか。(特別の利益とは言えないと整理可能か)。信託行為での記載があれば問題とならないはず。

・信託管理人は、監事・評議員等と業務が重なり管理範囲の問題の整理は必要(監事・評議員と信託管理人兼務は便利だが 9 条三号違反か)。

・公益目的事業比率(50%)や特定非営利活動比率(認定特活 80%)との関係：

➡これら比率計算において、信託事業を別会計として法人の事業費に参入しない場合には、法人本来事業の規模が小さく法人会計や収益事業が大きい場合比率が満たせなくなる可能性(信託事業費は法人事業費として通算できるか?)

➡公益信託事業を本来事業として行った場合の信託報酬は、事業収益、費用は信託財産から支出され则认为と、中期的収支均衡について公益充実資金などで対応する必要。

・認定を受けていない特活法人等の場合の区分会計は、税務上より厳密さが必要。

その2、同一の文言の一部を公益事務とした公益信託を設定した場合

法人の定款上の目的とは広い意味で整合し、その実施事業のひとつと同一の事業が信託事務事業と同一の場合(例えば上記事例の事業を持つ法人が「拠点 A での子供食堂事業」を信託事業として受託)

法人内部で法人本来事務と信託事務との利益相反が起きる可能性がある(法人の限られた資源をどちらを優先して使用するかという点での利益相反)。とはいえ、法人の定款上の目的と公益信託目的との間に、公益性の一致とさらに大まかな同一性があるのであれば、利益相反は、特別の利益の供与のような信託財産の私的篡奪的深刻性は持たない。

また、必要な場合、信託行為によって受託者業務を一定の範囲に限定する(年間幾らの範囲でなど)規定や利益相反行為等の許容についての規定があれば一層問題とならない。

なお、法人定款において、一般的な目的の書き方と将来のために多めに事業を挙げている場合に、下位目的事業を公益信託受託事業とする可能性がある。その場合には業法との関係整理が必要だろう。

B) 関連するが、同一あるいは一部とは言えない特定

- i. 公益目的事業・特定非営利活動にするため法人は変更認定を申請する
- ii. 「その他の事業」「収益事業等」として受託
 - 一. 一時的:変更認定申請が認められるまで
 - 二. 恒久的?:次の3.へ

2. NPO の公益目的事業・特定非営利活動に信託財産の使途を特定しない。

➡法人業務が「その他の事業」「収益事業等」を含む場合には、公益信託認可基準に外れる可能性が高い(既存特定寄附信託での規制も同様)。法人会計は按分分での支出は可能だろう。

3. 公益目的事業・特定非営利活動以外の「その他の事業」「収益事業等」として受託し、信託報酬を得させる。

➡不可能ではない(株式会社も収益事業として受託している)が、隣接した領域の公益事務である場合には、当該 NPO の公益目的事業・特定非営利活動として行う方が税制上メリットが大きく、過渡的である可能性が高い。

ただし、過渡的かどうかは別にして、例えば高齢者福祉事業をしている NPO が、固有の本来事業(例えば介護保険

事業)の他に、その専門性を生かした収益事業として、関連領域(例えばより質の高い介護を行うための上乘せ・横出しでのサービス提供を他の介護保険事業者の顧客に対しても行うなど)で公益信託や他益信託を受託し継続する可能性もあり得る。ただし、反復性等によっては信託業法の規制が問題となる可能性(公益的な場合に信託業法の適用除外をする可能性)。